改正 昭和60年9月25日交規発第279号 平成14年3月22日交規第179号 平成17年4月21日交規第461号

昭和 5 6 年 4 月 1 3 日 交 規 発 第 1 2 5 号

各警察署長殿

岐阜県警察本部長

公安委員会と道路管理者との間における相互の意見聴取等の取扱いについて 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)第110条の2の 規定に基づき、公安委員会(道交法第5条第1項の規定により権限を委任された警察署長 を含む。以下同じ。)が道路管理者に対して行う意見聴取等の取扱い及び道路法(昭和27年法律第180号)第95条の2の規定に基づき道路管理者から公安委員会に意見聴取等 があった場合の取扱いについては、「道路交通法第110条の2の規定に基づく意見聴取等 の取扱い」(昭和47年6月13日付け交企発第263号)により運用してきたところ であるが、このたび旧通達を下記のとおり改正したので運用上誤りのないようにされたい。 なお、道路管理者からの公安委員会に対する意見聴取については、別添「道路法第95条 の2第1項の規定に基づく公安委員会の意見の聴取について」(昭和54年11月20日 付け道維第451号)によって行われるで参考とされたい。

記

- 第1 公安委員会から道路管理者に対して行う意見聴取等の要領
 - 1 道交法第110条の2第3項の規定による意見聴取
 - (1) 道路管理者の意見聴取を必要とする事項 道路管理者の意見聴取を必要とする事項は、別表1のとおりである。
 - (2) 意見聴取に関する専決

岐阜県公安委員会事務の専決に関する訓令(昭和41年岐阜県警察訓令第8号。 以下「専決訓令」という。)による交通部長、交通規制課長及び警察署長の専決事 項は、次表のとおりとする。ただし、重要若しくは、異例と認められるもの又は本 部長が特に指示した事項については、この限りでない。

区分	専 決 事 項
交通部長	公安委員会の意思決定を必要とする交通規制のうち、次に掲げるもの 1 有料道路における交通規制 2 国道の県境付近の交通規制で、その影響が隣接県に及ぶと 認められるもの
警察署長	交通部長の専決事項以外のもの

(3) 意見聴取の方法

道路管理者に対する意見聴取は、「交通規制の意見聴取等について」(別記様式第1号)に交通規制又は道路標識等の内容を明らかにした図面等を添付して行う。

ただし、道交法8条第1項の道路標識等による交通の規制を行う場合において、 緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、事後速やかに当該規制に係る 事項を「交通規制通知書」(別記様式第2号)により通知するものとする。

- 2 道交法第110条の2第4項の規定による協議
- (1) 道路管理者に協議を必要とする事項 道路管理者に協議を必要とする事項は別表2のとおりである。
- (2) 協議に関する専決

専決訓令によって、交通部長専決とする。

ただし、重要又は異例と認められるもの等については第1の1の(2)のただし書の規定を準用する。

(3) 協議の方法

道路管理者に対する協議は、「交通規制の意見聴取等について」(別記様式第1号) に交通規制又は道路標識等の内容を明らかにした図面等を添付して行う。

ただし、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、第1の1の(3)の ただし書きの規定を準用する。

- 第2 道路管理者から公安委員会に対して行われる意見聴取等の要領
 - 1 道路法第95条の2第1項の規定による意見聴取
 - (1) 道路管理者が公安委員会の意見聴取を必要とする事項 道路管理者が、公安委員会の意見聴取を必要とする事項は次のとおりである。
 - ア 区画線の設置

区画線の設置に係る意見聴取 (塗替補修を除く。) は、車道中央線と車道外側線の 2 種類について、年度当初に一括して行われる。

なお、年度途中に必要が生じたときは、その都度行われる。

イ 通行の禁止又は制限

通行の禁止又は制限に係る意見聴取は、その必要が生じた都度行われる。ただ し、緊急を要し事前に意見を求めることができないときは、事後速やかに通知さ れる。

異常気象時の通行規制区間を指定しようとするときは、事前に意見聴取が行われる。道路管理者が異常気象により通行規制を実施する場合は通報される。

ウ 横断歩道橋の設置

横断歩道橋の設置に係る意見聴取は、必要が生じた都度行われる。

- エ 道路の交差点及びその附近の道路部分の改築 道路の交差点及びその附近の道路部分の改築に係る意見聴取は、必要が生じた 都度行われる。
- オ 道路上に道路の付属物である自動車駐車場の設置 道路上に道路の付属物である自動車駐車場の設置に係る意見聴取は、必要が生じた都度行われる。

(2) 意見聴取に関する専決

専決訓令による交通部長、交通規制課長及び警察署長の専決事項は次表のとおりとする。ただし、重要若しくは異例と認められるもの又は本部長が特に指示した事項についてはこの限りでない。

区分	専 決 事 項
交通部長	1 都市計画決定前計画について2 幹線道路のバイパス新設計画について3 事故多発箇所交差点等の改築計画について4 その他、重要又は特異なもので、高度の判断を要する計画について
交通規制課長	交通部長専決事項以外の定例・軽易な次のもの 1 区画線の設置については、二車線以上の新設道路又は二車線以上に改良する道路に設けるもの 2 通行の禁止又は制限については、片側通行又は全面通行禁止を伴う道路工事のうち、次に掲げるもの (1) 国道における道路工事 (2) 国道以外で、12時間交通量が5,000台以上の道路における道路工事 (3) その他著しく交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれのある道路工事 3 横断歩道橋の設置 4 道路の交差点及びその附近の道路部分の改築のうち、次に掲げるもの (1) 信号機の設置されている交差点及びその附近の改築 (2) 将来信号機設置が予想される交差点及びその附近の改築 (3) 交通島又は導流帯標示を必要とする交差点及び附近の改築 (4) その他交通安全上の判断が困難な改築
警察署長	交通部長、交通規制課長専決事項以外のもの

(3) 意見聴取に対する回答

道路管理者から意見聴取があった場合は、前記専決区分により所轄警察署長は「道路工事の意見聴取等に対する回答の指示伺いについて」(別記様式第3号)を付して指示を受けるものとする。この場合の指示は「道路工事の意見聴取等に対する回答の指示」(別記様式第4号)により行うものとする。

また、道路工事に伴う通行の禁止又は制限で、道交法第80条の協議と競合する場合は、所轄警察署長の条件を添付する。

(4) 道路管理者からの意見聴取に対する留意事項

意見聴取等に当たっては、位置図(縮尺5万分の1以上)及び平面図(縮尺500分の1以上)が添付されているかを確認する。この場合において、横断歩道橋の設置道路の交差点及びその附近の道路部分の改築に係る場合は、更に縦断図が添付されているか確認する。

なお、道路工事に伴う通行の禁止又は制限を行う場合には工事等の時間的、場所的な施工順序、工事用機材器具、工事用資材等の配置状況、交通整理の方法等を記載した書面の有無を確認する。

2 道路法第95条の2第2項及び高速自動車国道法第24条の2の規定による協議

(1) 公安委員会への協議

道路管理者から公安委員会に対する協議は、その都度所轄警察署長又は高速道路 交通警察隊長を経由して行われる。

(2) 協議に関する専決

専決訓令により、交通部長が専決する。ただし、特に重要若しくは異例と認められるもの等については、第2の1の(2)のただし書の規定を準用する。

(3) 協議に対する回答

道路管理者から協議があった場合は、所轄警察署長又は高速道路交通警察隊長はその都度「道路工事の意見聴取等に対する回答の指示伺いについて」(別記様式第3号)により、交通部長の指示を受けるものとし、この場合の交通部長の指示は「道路工事の意見聴取等に対する回答の指示」(別記様式第4号)により行うものとする。

3 道路法施行令第38条の2第2項の規定による意見聴取

道路管理者から、道路上における自転車駐車場の設置に関する意見聴取があった場合は、所轄警察署長は「道路工事の意見聴取等に対する回答の指示伺いについて」(別記様式第3号)により、交通部長の指示を受けるものとする。この場合の指示は「道路工事の意見聴取等に対する回答の指示」(別記様式第4号)により行うものとする。

【別添省略】

意 見 聴 取 事 項

- 1 車道の道路標示(道交法第2条第1項第3号)
- 2 路側帯の道路標示(道交法第2条第1項第3号の4)
- 3 横断歩道の道路標識等(道交法第2条第1項第4号)
- 4 自転車横断帯の道路標識等(道交法第2条第1項第4号の2)
- 5 車両通行帯の道路標示(道交法第2条第1項第7号)
- 6 道路標識等による通行の禁止(道交法第8条第1項)
- 7 道路標識等による歩行者の横断禁止(道交法第13条第2項)
- 8 道路標識等による道路の中央以外の部分の中央線としての指定(道交法第 17条第4項)
- 9 道路標識等による右側部分にはみ出した通行方法の指定(道交法第17条第5 項第5号)
- 10 車両の通行の用に供しない部分の道路標識等(道交法第17条第6項)
- 11 道路標識等による政令で定める最高速度を超える最高速度(道交法第22条第 1項)
- 12 道路標識等による最低速度(高速自動車国道の本線車道を除く。)(道交法第 23条)
- 13 道路標識等による原動機付自転車の二段階右折の指定及び除外(道交法第34条第5項)
- 14 時間制限駐車区間(道交法第49条第1項)
- 15 道路標識等による普通自転車の歩道通行(道交法第63条の4第1項)
- 16 道路標示による普通自転車の交差点進入禁止(道交法第63条の7第2項)

[本表改正・昭60交規279号・平17交規461号]

別表2(第1の2(1)関係)

協議事項

- 1 別表1に列挙された事項
- 2 道路標識等による追越しのための右側部分はみ出し通行禁止(道交法第17 条第5項第4号)
- 3 道路標識等による追越し禁止(道交法第30条)
- 4 道路標識等による徐行(道交法第42条)
- 5 道路標識等による高速自動車国道の本線車道の最低速度(道交法第75条の 4)

第号年月日

道路管理者殿

岐阜県公安委員会

交通規制の意見聴取等について

次により交通の規制を行いたいので、道路交通法第110条の2 ・ 第3項 ・ 第4項 の規定により ・ 協 議 する。

記

1	規制種別		
2	路線名	号	線
3	規制場所 (区間)		から まで
4	その他		
5	添付物		

 第
 号

 年
 月

 日

岐阜県公安委員会殿 (警察署長経由)

道路管理者回

上記 { ・意見聴取 | については、下記のとおり { ・回 答 | する。

記

1 意 見 (条件)

道路管理者殿

岐阜県公安委員会 回

交 通 規 制 通 知 書

次のとおり交通規制を行ったので、道路交通法第110条の2 ・第3項 ・第4項 より通知する。

記

1	規制種別		
2	路線名	号	線
3	規制場所 (区間)		ら で
4	規制期間		
5	その他		
6	添 付 物		

別記様式第3号(第2関係)		F		号日
交 通 部 長 殿	藝言	察	署	長
道路工事の意見聴取等に対する回答の指示伺いについて				
・道路法第95条の2第1項 ・道路法第95条の2第2項 ・道路法施行令第38条の2第2項 ・高速自動車国道法第24条の2				
から { ・ 意見聴取 } のあった施行場所				
工事の内容について当署の	D{	・ き ・ 条	見 件	} は
次のとおりである。				
記				
1 意 見 (条件)				

[本様式改正・平17交規461号]

別記様式第	4 문 ((筆 2	関係	١
<i>ハ</i> リロレリスメンショ	-	1704	コナロンバ	,

 第
 号

 年
 月

 日

警察署長殿

交 通 部 長

道路工事の意見聴取等に対する回答の指示

年 月 日付 第 号によるみだしのことにつては、 次のとおり指示するから道路管理者あて回答されたい。

記

1 意 見 (条件)

[本様式改正・平14年交規179号・平17交規461号]